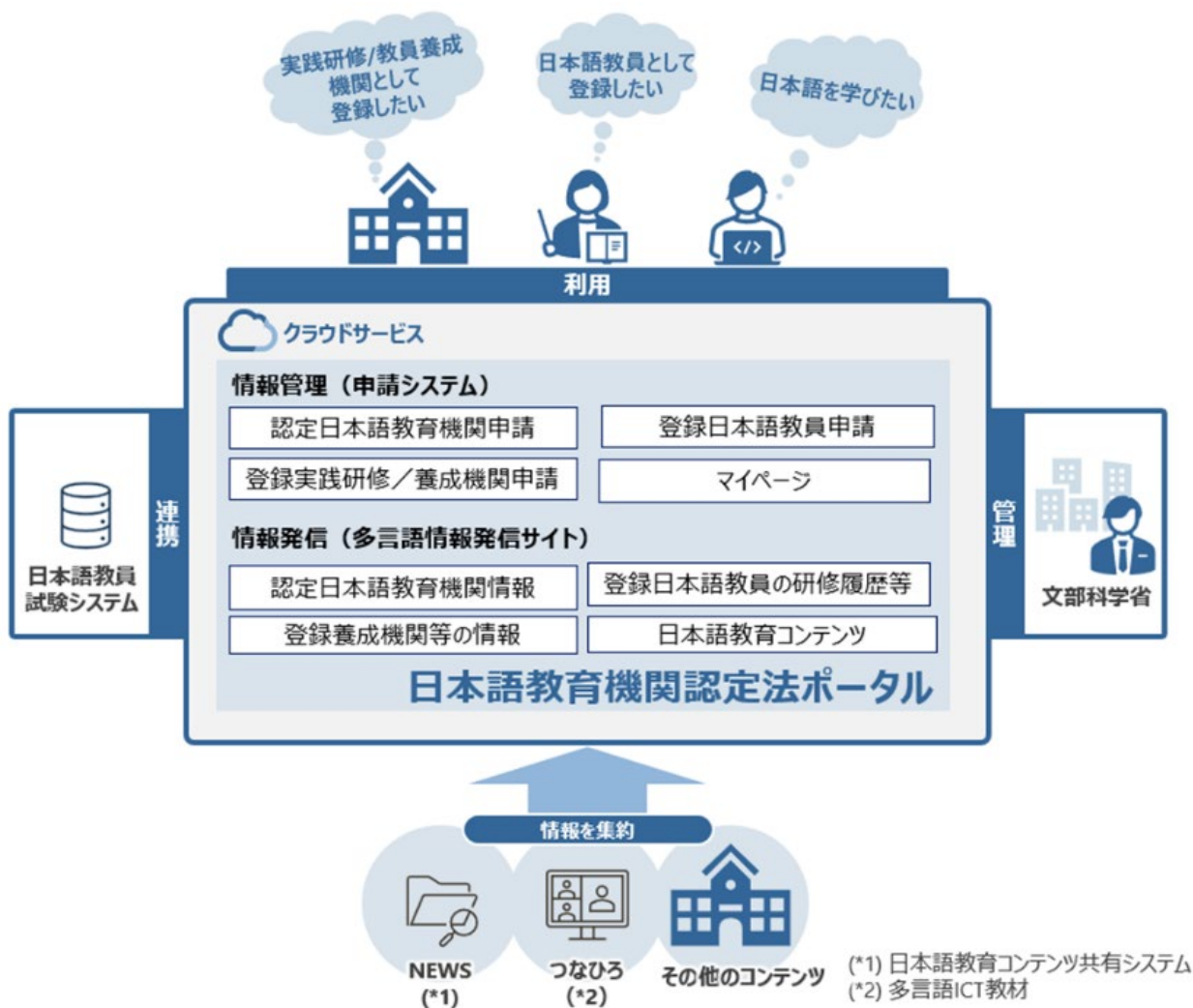


2.2. 登録申請の方法（日本語教育機関認定法ポータルについて）

登録日本語教員としての登録の申請は、令和6年度から随時整備されるウェブサイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を通じて行います。日本語教育機関認定法ポータルは、登録日本語教員の登録の他、日本語教育機関の認定、実践研修機関、日本語教員養成機関の登録に係る各種手続きを受け付けるとともに、認定日本語教育機関や登録日本語教員等の情報を一元的に発信するためのポータルサイトです。（図3）

【図3 日本語教育機関認定法ポータルのイメージ】



日本語教育機関認定法ポータル（以下「ポータルサイト」）を通じた登録申請手続きの方法については、サイト上で御案内する予定ですが、以下のような流れとなる予定です。

ポータルサイトで申請用アカウントを作成



申請ページにおいて申請情報を入力

入力する申請情報：氏名、生年月日、本籍地都道府県、日本語教員試験の合格年月日及び合格証書の番号、
実践研修の修了年月日及び実践研修実施者の名称 等



登録手数料の支払い

- ◆ 登録手数料は 4,400 円です。
- ◆ 手数料の支払い方法はポータルサイトにおいて御案内します。



申請ページにおいて申請書を出力・印刷

- ◆ 入力された申請情報が記載された申請書が出力されます。



他の必要書類とともに申請書を郵送により提出

- ◆ 必要書類は「2.2. 登録に必要な書類」に記載の通りです。
- ◆ 郵送先等についてはポータルサイトにおいて御案内します。



文部科学省において申請内容の確認



結果の通知・登録証の交付

- ◆ 登録証は、ポータルサイトを通じて、電子的に交付する予定です。

2.3. 登録申請等に必要書類

日本語教員試験の受験申込時や登録日本語教員としての登録申請時等に必要書類について、詳細は受験案内やポータルサイト等で案内予定ですが、以下の書類を提出いただくことを予定しています。

【資格取得ルートごとの提出書類の一覧】

資格取得ルート	提出のタイミング	提出書類
養成機関ルート	日本語教員試験の受験申込	✓ 登録日本語教員養成機関の養成課程修了証書
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 実践研修修了証書
試験ルート	日本語教員試験の受験申込	－
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 実践研修修了証書
経過措置 C ルート	日本語教員試験の受験申込	✓ 必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書 ✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了証 ✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書
経過措置 D-1 ルート	講習の受講申込	✓ 日本語教育機関の在職証明書
	日本語教員試験の受験申込	✓ 平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書 ✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書 ✓ 講習Ⅱの修了証
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 日本語教育機関の在職証明書

経過措置 D-2 ルート	講習の受講申込	✓ 日本語教育機関の在職証明書
	日本語教員試験の受験申込	✓ 法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等の修了証 ✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書 ✓ 講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 日本語教育機関の在職証明書
経過措置 E-1 ルート	講習の受講申込	✓ 日本語教育機関の在職証明書
	日本語教員試験の受験申込	✓ 日本語教育能力検定試験合格証書（昭和62年度～平成14年度） ✓ 講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 日本語教育機関の在職証明書
経過措置 E-2 ルート	講習の受講申込	✓ 日本語教育機関の在職証明書
	日本語教員試験の受験申込	✓ 日本語教育能力検定試験合格証書（平成15年度～令和5年度） ✓ 講習Ⅱの修了証
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 日本語教育機関の在職証明書
経過措置 F ルート	日本語教員試験の受験申込	－
	登録の申請	✓ 登録申請書 ✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し ✓ 日本語教員試験合格証書 ✓ 日本語教育機関の在職証明書

以下、それぞれの資格取得ルートにおける提出書類の詳細についてご説明します。

2.3.1. 養成機関ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了して登録を受ける方）

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ 登録日本語教員養成機関の養成課程修了証書

修了した養成課程を実施する登録日本語教員養成機関が発行する修了証書（参考資料3）の写しです。

なお、日本語教員試験の受験申込時には養成課程に在籍中であり、まだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに養成課程修了証書を提出することとします。この場合、養成課程修了証書が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに養成課程修了証書が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 登録申請書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りません。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しです。

✓ 実践研修修了証書

修了した実践研修を実施する登録実践研修機関が発行する修了証書（参考資料4）の写しです。

2.3.2. 試験ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了せずに登録を受ける方）

【日本語教員試験の受験申込時】

受験申込時に特別に用意することが必要な書類は有りません。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 登録申請書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りです。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しです。

✓ 実践研修修了証書

修了した実践研修を実施する登録実践研修機関が発行する修了証書（参考資料4）の写しです。

2.3.3. 経過措置 C ルート

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書**

文部科学省が今後公表する「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」の一覧に含まれた養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。当該養成課程等を受講した期間は、一覧に記載された期間内である必要があります。

なお、日本語教員試験の受験申込時には養成課程等に在籍中であり、まだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の 4 月までに証明書を提出することとします。この場合、証明書が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに証明書が提出されなければ合格は取り消されます。

✓ **学士、修士又は博士の学位の証明書**

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りません。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明証**

✓ **学士、修士又は博士の学位の証明書**

2.3.4. 経過措置 D-1 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するためには、以下の書類を提出する必要があります。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学又は認定日本語教育機関が発行する指定の様式の在職証明書（参考資料5）です。自身が勤務する機関から入手してください。

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明証**

文部科学省が今後公表する「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」の一覧に含まれた養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。当該養成課程等を受講した期間は、一覧に記載された期間内である必要があります。

✓ **学士、修士又は博士の学位の証明書**

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

✓ **講習Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

なお、日本語教員試験の受験申込時に講習をまだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに修了証を提出することとします。この場合、修了証が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに修了証が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りません。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

2.3.5. 経過措置 D-2 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するためには、以下の書類を提出する必要があります。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学又は認定日本語教育機関が発行する指定の様式の在職証明書（参考資料5）です。自身が勤務する機関から入手してください。

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等の修了の証明書**

法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。

✓ **学士、修士又は博士の学位の証明書**

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

✓ **講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅰ及び講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

なお、日本語教員試験の受験申込時に講習をまだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに修了証を提出することとします。この場合、修了証が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに修了証が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りです。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

2.3.6. 経過措置 E-1 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するためには、以下の書類を提出する必要があります。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学又は認定日本語教育機関が発行する指定の様式の在職証明書（参考資料5）です。自身が勤務する機関から入手してください。

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験及び応用試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **日本語教育能力検定試験合格証書（昭和62年度～平成14年度）**

公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験の合格証書の写しです。

✓ **講習Ⅰ及び講習Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅰ及び講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

なお、日本語教員試験の受験申込時に講習をまだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに修了証を提出することとします。この場合、修了証が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに修了証が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りません。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

2.3.7. 経過措置 E-2 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するためには、以下の書類を提出する必要があります。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学又は認定日本語教育機関が発行する指定の様式の在職証明書（参考資料5）です。自身が勤務する機関から入手してください。

【日本語教員試験の受験申込時】

日本語教員試験で基礎試験及び応用試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **日本語教育能力検定試験合格証書（平成15年度～令和5年度）**

公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験の合格証書の写しです。

✓ **講習Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

なお、日本語教員試験の受験申込時に講習をまだ修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに修了証を提出することとします。この場合、修了証が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに修了証が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りません。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

2.3.8. 経過措置 F ルート

【日本語教員試験の受験申込時】

受験申込時に特別に用意することが必要な書類は有りません。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **登録申請書**

ポータルサイトにおいて、入力された情報に基づき出力されます。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写し**

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたものに限りです。

また、外国籍の方で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書の写しを提出します。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

2.4. 登録証における旧姓や通称の併記

希望する場合、登録日本語教員の登録証に旧姓や通称を併記することができます。併記を希望する場合は、登録申請の際に、旧姓又は通称が記載された住民票の写しを提出する必要があります。

2.5. 欠格事由

以下のいずれかに該当する者は、登録を受けることはできません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、または日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 登録日本語教員としての登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者

3. 登録後の手続き等について

3.1. 登録事項等の変更の届出

(登録事項の変更)

登録申請時の情報のうち、氏名又は本籍地都道府県（外国籍の方は国籍等）に変更があった場合には、遅滞なく、ポータルサイトを通じて届出を行う必要があります。

(登録証の旧姓・通称の変更)

登録証に記載される旧姓や通称についても、届出を行うことで変更をすることが可能です。

(変更届出の方法)

変更の届出は、ポータルサイトにおいて変更届出情報（変更内容・理由等）を入力した後、届出書を出力・印刷し、以下の書類とともに、ポータルサイトにおいて指定する宛先に郵送する必要があります。

変更内容	必要書類
氏名又は本籍地都道府県	戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者は国籍の記載された住民票の写し、その他の外国籍の者は旅券の写し及び届出の事由を証する書類）
旧姓又は通称	旧姓又は通称が記載された住民票の写し

(手数料)

変更の届出により登録証の訂正を受ける際には、手数料として 2,500 円の支払いが必要です。支払い方法については、ポータルサイトで案内します。

3.2. 登録の取消し

次の場合、登録日本語教員としての登録は取り消されます。

- 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 欠格事由（「2.5. 欠格事由」を参照）に該当するに至ったとき。

3.3. ポータルサイトにおける情報発信

希望する者は、登録日本語教員として、氏名や研修受講履歴等の情報をポータルサイトにおいて公開することを可能にします。情報公開の申請方法等についての詳細は、ポータルサイトにおいて案内する予定です。